規　則

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、地域警察運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十三日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

地域警察運営規則の一部を改正する規則

地域警察運営規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第１章～第３章　［略］	第１章～第３章　［同左］
第４章　警備派出所及び直轄警ら隊（第27条・第28条）	第４章　警備派出所、検問所及び直轄警ら隊（第27条―第29条）
第５章　交番相談員（第29条―第32条）	第５章　交番相談員（第30条―第33条）
第６章　雑則（第33条）	第６章　雑則（第34条）
附則	附則
（運用）	（運用）
第４条　地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、警備派出所、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。	**第４条**　地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、警備派出所、検問所、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。
（地域警察勤務）	（地域警察勤務）
第５条　地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法のうち地域の実態に即して警察本部長が定めるものにより行う地域警察勤務（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、第２条の任務を達成するための活動を行うものとする。	**第５条**　地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、第２条の任務を達成するための活動を行うものとする。
(1)　交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。）　立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡	(1)　交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。）　立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡
(2)　駐在所勤務　在所、警ら及び巡回連絡	(2)　駐在所勤務　在所、警ら及び巡回連絡
(3)　移動交番車勤務　在所及び警ら	(3)　移動交番車勤務　在所及び警ら
(4)　自動車警ら班勤務　機動警ら及び待機	(4)　自動車警ら班勤務　機動警ら及び待機
(5)　自動車警ら隊勤務　機動警ら及び待機	(5)　自動車警ら隊勤務　機動警ら及び待機
(6)　警備派出所勤務　警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら	(6)　警備派出所勤務　警戒警備、立番、見張、在所及び警ら
［号を削る。］	(7)　検問所勤務　検問、立番、見張及び待機
(7)　直轄警ら隊勤務　警ら及び待機	(8)　直轄警ら隊勤務　警ら及び待機
２　［略］	２　［同左］
（地域警察幹部等の職務）	（地域警察幹部等の職務）
第10条　［略］	**第10条**　［同左］
２　地域警察部門（地域警察活動を所掌する部門をいう。第20条第２項において同じ。）以外の警察部門に属する幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。	２　地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。
（勤務準則及び勤務基準）	（勤務準則及び勤務基準）
第11条　警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項及び第14条第１項において準用する次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。	**第11条**　警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。
２　警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第９条第２項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（第４項において「勤務基準」という。）を定めなければならない。	２　警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第９条第２項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（以下この条において「勤務基準」という。）を定めなければならない。
［３・４　略］	［３・４　同左］